

【改定履歴】

施工体制台帳作成の手引き

制定日： 令和4年4月

改定日： 令和7年5月

改定日付	ページ数	改定内容	備考
令和5年1月	P. 17	技術者（主任技術者及び監理技術者）配置に係る下請負金額の変更	建設業法施行令の一部を改正する政令（令和4年政令第353号）令和5年1月1日施行
令和6年5月	P. 3	施工体制台帳等作成範囲の変更	
〃	P. 4	添付書類の見直し 施工体制台帳の変更について記述を追加	
令和7年5月	P. 9	4. 請負契約書等の作成について （4）注意事項 「4. 下請負工事に関し、・・・」における参照資料の改定	建設業法令遵守ガイドライン第7版→第11版に改定
〃	P. 18	6. 工事現場に配置する技術者について ・下請負契約を締結して施工する場合は、主任技術者に代えて監理技術者を置かなければいけないとしている。その際の要件として、元請と下請けの契約金額が法改正により変更となったため改正した。	建設業法施行令第二条
〃	P. 18	6. 工事現場に配置する技術者について ・技術者の現場専任について、専任の要件である契約金額が法改正により変更となったため改正した。	建設業法施行令第二十七条第一項
〃	P. 19～24	7. 関係法令 各種法律、規則等の改定があったため、改定日の変更及び一部内容修正	